

県たばこ税

■納める人

製造たばこの製造者、輸入業者、卸売販売業者が、小売販売業者に製造たばこを売り渡したときに課される税金で、たばこの製造者、輸入業者、卸売販売業者が納めます。

■納める額

(現行)

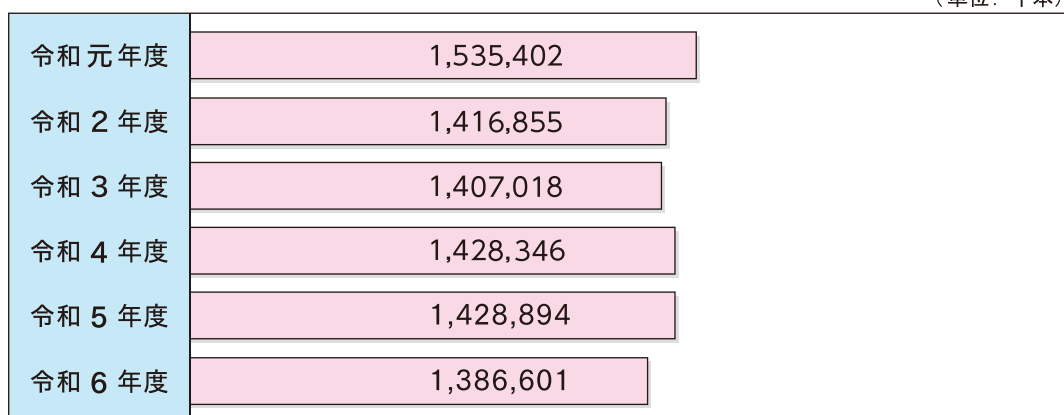
1,000 本につき 1,070 円

■申告と納税

毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税します。

○ 県内のたばこの売り渡し本数の推移

(単位: 千本)



○ たばこ関係税の内訳

1,000本当たりの税率 (令和7年4月1日現在)

区分	税額	割合
国	6,802	44.6
県	1,070	7.0
市町村	6,552	43.0
たばこ特別税(国)	820	5.4
合計	15,244	100.0

(単位: 円、%)

